

保険医療機関及び保険薬局の皆さまへ

令和3年9月診療（調剤）分以降、 資格の変更が判明した電子レセプトの 「振替・分割」を開始します。

本会では、令和3年9月診療（調剤）分以降の電子請求レセプトに対して、請求データに記録された保険者番号、記号、番号、枝番及び生年月日を確認し、その結果、資格が変更となっていることが確認できるレセプトについては、新資格の保険者に**振替**又は**分割**して受付します。

医療機関および薬局における窓口でのオンライン資格確認の実施状況に関わらず、毎月10日（オンライン請求の場合は12日）までに本会に送付された電子レセプト（CD媒体※も含みます）を対象とします。※社保併用県単分は対象外です。

審査支払後に発生する保険者からの申し出によるレセプト振替・分割処理についても令和3年11月処理から開始します。

なお、振替・分割となったレセプトに関する結果は、増減点返戻通知書（毎月5日頃）または支払額決定通知書（毎月20日頃）に同封する「資格確認結果連絡書」によりお知らせします。（オンライン請求システムにて、CSVデータでのダウンロードも可能です）

振替

当該月の算定日等がすべて新資格に変更後であるレセプトは、
新資格の保険者へ送付します。

分割

当該月の算定日等が新旧の資格を跨ぐレセプトは、算定日等により
新旧の保険者へ分割して送付します。

※ 振替・分割されたレセプトについて、変更先が社会保険のときは自動的にレセプトが支払基金に送付され受付されます。

裏面もご覧ください

電子レセプトの振替・分割に係る留意事項

1. 振替・分割の対象外レセプト

本会でのレセプト振替・分割の開始により、これまで返戻となっていた資格喪失後の受診レセプトについて、新資格が判明した場合は、返戻されることなく新資格へ変更して処理することが可能となります。

ただし、一部の振替・分割対象外レセプト※や資格を特定できないレセプトは対象外となります。

※振替・分割対象外レセプトの例

公費負担および福祉医療（県単）のあるレセプト、高額療養費の現物給付対象レセプト など

2. 振替・分割レセプトに対する取り下げ（返戻依頼申出書）の取扱い

請求月における取り下げ（返戻依頼申出書）について、該当レセプトが振替・分割の対象になった場合は、本会で振替・分割先レセプトの返戻処理を行います。ただし、審査支払機関を跨いだ振替・分割（国保⇔社保）の場合は、支払基金側にレセプトが自動送付されるため、本会では処理不能となることから、その際は本会からの連絡に基づき、状況に応じたご対応をいただくことがありますのでご了承ください。

3. 振替・分割レセプトに対する紙添付資料の取扱い

電子レセプトへの紙添付資料について、該当レセプトが振替・分割の対象になった場合は、本会にて振替・分割先レセプトに添付する対応を行います。審査支払機関を跨いだ振替・分割（国保⇔社保）の場合は、「2.」の返戻依頼申出書の取扱いと同様に本会から連絡しますので、お手数ですが状況に応じてご対応ください。

4. 振替・分割後のレセプトの摘要欄への変更情報（振替・分割・仮払）の記録

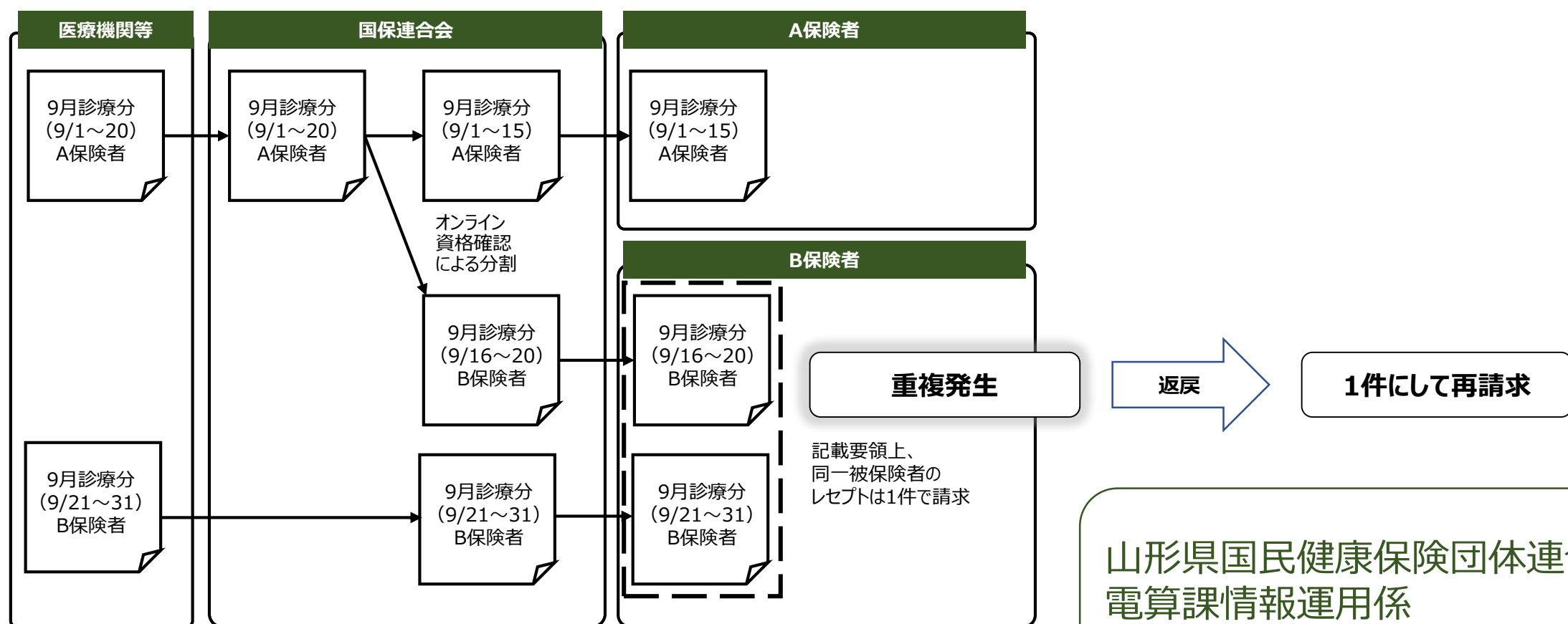
振替・分割された電子レセプトには、レセプト摘要欄に次の情報が記録されます。

- 電子資格確認の変更情報（振替・分割・仮払）を記録
- 分割の場合のみ、「電子資格確認による分割レセプト」というコメントを記録

5. 分割レセプトにより重複エラーとなり返戻となる事例

以下の分割レセプトにより重複となる事例等、振替・分割されたレセプトの状態によっては、一部返戻となる場合があります。

例：9/1～15がA保険者、9/16～がB保険者の被保険者の場合



山形県国民健康保険団体連合会
電算課情報運用係
☎0237-87-8013